

## 信用組合資金

県内の信用組合の組合員の方を対象とした制度として「信用組合資金」を設けておりますので、ご利用ください。

### ■ 対象者

県内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者

### ■ 融資限度

運転・設備資金 2,500万円（併用時は2,500万円限度）

なお、本制度に係る既存借入金の一本化・借換えができるものとする。

### ■ 融資期間

運転資金 10年以内（据置1年以内）

設備資金 15年以内（据置1年以内）

### ■ 融資利率

信用保証協会の保証付きの場合 年2.6%以内

それ以外の場合 年3.1%以内

### ■ 保証料

必要により信用保証協会の保証付きとなります。（責任共有制度対象）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

### ■ 担保

審査により担保が必要となる場合があります。

### ■ 保証人

審査により保証人が必要となる場合があります。

### ■ 申込み先

県内の信用組合

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

#### <問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7262 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。